	（二十七）	法第五十五条の規定が適用される建築物
申請に係る建築物又はその部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線及びその長さ	（略）	法第五十五条第二項の認定又は同条第三項若しくは第四項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書
		当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
		法第五十五条第二項、第三項又は第四項の規定が適用される建築物
	（二十八）～（三十三）	（略）
	（三十四）	法第五十八条の規定が適用される建築物
		（略）
		配置図
		地盤面の異なる区域の境界線
		高度地区の境界線
		二面以上の断面図
		高度地区の境界線
		土地の高低
		法第五十八条第二項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書
		当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
		法第五十八条第二項の規定が適用される建築物
	（三十五）～（六十）	（略）
	（六十一）	法第八十六条の七の規定が適用される建築物
		（略）
		令第百三十七条の八の規定が適用される建築物
		各階平面図
		（略）
		増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分、法第五十

	（二十七）	法第五十五条の規定が適用される建築物
申請に係る建築物又はその部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線及びその長さ	（略）	法第五十五条第二項の認定又は同条第三項第一号若しくは第二号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書
		当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
		法第五十五条第二項又は第三項第一号若しくは第二号の規定が適用される建築物
	（二十八）～（三十三）	（略）
	（三十四）	法第五十八条の規定が適用される建築物
		（略）
		配置図
		地盤面の異なる区域の境界線
		高度地区の境界線
		二面以上の断面図
		高度地区の境界線
		土地の高低
	（三十五）～（六十）	（略）
	（六十一）	法第八十六条の七の規定が適用される建築物
		（略）
		令第百三十七条の八の規定が適用される建築物
		各階平面図
		（略）
		増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分、自動車車